

平成29年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(39日目)

平成29年10月12日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 議案第41号 平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 上坂久則君
2番 滝波登喜男君
3番 長谷川治人君
4番 朝井征一郎君
6番 江守勲君
7番 小畑傳君
8番 上田誠君
9番 金元直栄君
10番 樂間薫君
11番 川崎直文君
12番 伊藤博夫君
13番 奥野正司君
14番 中村勘太郎君
15番 川治孝行君
16番 長岡千恵子君
17番 多田憲治君
18番 齋藤則男君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

副町長	平野信二君
教育長	宮崎義幸君
財政課長	山口真君
税務課長	歸山英孝君
住民生活課長	佐々木利夫君
住民生活課長補佐	太喜恵美子君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	清水和仁君
建設課長	多田和憲君
上下水道課長	原武史君
永平寺支所長	坂下和夫君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	清水昭博君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局長	川上昇司君
--------	-------

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに39日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、副町長、総務課長、財政課長並びに各課長及び各課補助員の出席を求めています。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第41号 平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、引き続き平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての第1審議、教育民生常任委員会関係を続行します。

その前に、休会中に理事者より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） お手元にお配りしてあります平成28年度決算成果表正誤表をごらんいただけますでしょうか。

ここに書いてありますとおり、決算成果表の502ページ右側下段でございますが、正のところで赤字で示してあります「○楽器の購入」と「○各学校の学校図書購入費」の記載の部分でございますが、これを入れ違っておりまして逆の標記にしておりました。まことに申しわけございません。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

申しわけございませんでした。

○議長（齋藤則男君） それでは、国民健康保険事業特別会計、住民生活課、135ページから187ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） おはようございます。

それでは、国民健康保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出のほうからの説明とさせていただきます。

151ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

総務費、一般管理費946万8,290円で、前年と比べ389万3,085円の減でございます。減の主な要因といたしまして、個人番号制度に係るシステム改修関係で広域圏電算業務負担金が372万3,000円の減、また国保制度改正に係るシステム改修関係で10万8,000円の減でございます。

他の項目につきましては、前年度とほぼ同額、同内容となっております。

おめくりいただきまして、152ページをお願いいたします。

医療費適正化特別対策事業費115万8,872円は、前年度とほぼ同額となっております。ここでは、主にレセプト点検専門員の賃金を執行しております。

おめくりいただきまして、154ページをお願いいたします。

運営協議会費13万6,684円は、前年度とほぼ同額となっております。ここでは、国保運営協議会委員9名の報酬を執行しております。

155ページをお願いいたします。

趣旨普及費28万1,124円は、前年度とほぼ同額。ここでは、7月中旬に新しい保険証を郵便にて送付しておりますが、その中に国保制度啓蒙パンフレット、ジェネリック利用促進シールを同封して推進に呼びかけております。

おめくりいただきまして、156ページをお願いいたします。

保険給付費、一般被保険者療養給付費10億5,217万8,356円は、前年度と比べ1,436万7,961円、率にして1.3%の減でございます。これは一般被保険者の医療給付に係る1万8,668件分の保険者負担分でございます。

157ページをお願いいたします。

退職被保険者等療養給付費3,666万7,815円は、前年度と比べ2,601万3,803円、率にして41.5%の減でございます。これは退職被保険者の医療給付に係る2,572件分の保険者負担分でございます。これにつきましては、平成27年度の制度改正により退職被保険者制度が廃止となったため、

被保険者数が減少となっているのが主な要因でございます。

おめくりいただきまして、158ページをお願いいたします。

一般被保険者療養費816万9,175円は、前年度と比べ25万994円の増でございます。これにつきましては、一般被保険者の補装具、柔整、はり、きゅう等に係る分でございます。

159ページをお願いいたします。

退職被保険者等療養費38万2,952円。これにつきましては、前年度と比べ20万1,045円、率にして34.4%の減でございます。これにつきましても、退職被保険者制度の廃止による被保険者数の減少が減額の主な要因でございます。

おめくりいただきまして、160ページをお願いいたします。

審査支払手数料336万573円は、前年度とほぼ同額となっております。ここでは、レセプトの電算処理、審査支払いに係る手数料といたしまして国保連合会のほうにお支払いをしております。

161ページをお願いいたします。

一般被保険者高額療養費1億5,601万3,242円は、前年度と比べ1,023万5,447円、率にして7%の増でございます。これは一般被保険者の主に入院ということでございますが、本人負担が高額になった場合に、所得に応じて設定されております限度額に基づきまして、その限度額を超えた額について保険者が負担ということで、ここでその額を執行しております。近年の医療技術の高度化に伴いまして、年々増加傾向にございます。

おめくりいただきまして、162ページをお願いいたします。

退職被保険者等高額療養費401万6,242円は、前年度と比べ616万1,616円、率にして60%の減でございます。これにつきましても、今ほどご説明させていただきました被保険者数の減によりまして大幅な減額となっております。

続きまして、少し飛びまして167ページをお願いいたします。

葬祭費130万円は、前年度と比べ20万円、率にして18.2%の増でございます。1件当たり5万円の葬祭費を26件、ここでお支払いいたしました。

おめくりいただきまして、168ページをお願いいたします。

出産育児一時金252万1,260円は、前年度と比べ168万630円、率にして40%の減でございます。これは、1件当たり42万円の出産育児金を6

件お支払いしました。あわせて、手数料といたしまして国保連のほうにもお支払いをしております。

169ページをお願いいたします。

後期高齢者支援金2億394万960円は、前年度と比べ1,322万8,604円、率にして6.1%の減でございます。これは、後期高齢者医療制度におきまして、療養給付費の2分の1は公費で、10分の1は保険者からの保険料として徴収いたします。残り10分の4につきましては74歳未満の方全てから負担を負うということで、社会保険を含め各保険者に請求が来ることとなっております。なお、支払い先につきましては支払基金となっております。

続きまして、少し飛びまして175ページをお願いいたします。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金6,712万6,083円は、前年度と比べ1,034万685円、率にして18.2%の増でございます。これは、国保の保険者につきましては小規模保険者が多いということで、医療費の増減がその年度の国保会計に大きな影響を与えるということで、それを健保の単位として保険者間でそれぞれ助け合うという制度でございます。福井県で言いますと、県内17市町がそれぞれ相応の拠出金を出し合い、その拠出金を高額になった市町の保険者に交付するというものでございます。これにつきましては、1件当たり80万円以上の高額医療費に対して拠出するものでございます。

おめくりいただきまして、176ページをお願いいたします。

保険財政共同安定化事業拠出金3億6,166万4,283円は、前年度と比べ160万9,998円の増でございます。これにつきましては、先ほど高額医療費拠出金につきましては1件当たり80万円以上が対象と申しましたが、ここにおきましては80万円以下の医療費全てが対象となっております。これにつきましても、拠出された金額を医療費の高い保険者に交付するという制度でございます。

おめくりいただきまして、178ページをお願いいたします。

保険事業費、特定健康診査事業費895万1,033円は、前年度と比べ132万8,708円、率にして12.9%の減でございます。ここでは主に特定健診に係る費用を執行しております。28年度の特定健診受診率につきましては、前年度と比べ1.9ポイント減の35.7%、特定保健指導につきましては11.3ポイント増の39.0%となっております。

179ページをお願いいたします。

保健衛生疾病予防費 838万80円は、前年度と比べ111万6,601円、率にして11.8%の減でございます。ここでは24時間電話健康相談、これにつきましては、町内の全ての方が誰でも医療、健康等に関する相談をできる体制をとっている、そのための委託料でございます。また、人間ドックの委託料、これにつきましては県内9医療機関と契約してございますが、28年度につきましては158名の方が受診されました。

なお、27年度まで実施しておりました優良家庭記念品、予算額86万4,000円につきましては、事業効果等を検証いたしまして28年度は未執行といたしました。

続いて、少し飛びまして182ページをお願いいたします。

過年度分国庫支出金等返還金 3,476万2,287円は、前年度と比べ3,302万8,668円、約1.9倍の増となりました。療養給付費国庫負担金、退職者医療交付金につきましては、年度の後半分について、それまでの見込みで算定しておりますが、28年度におきましては後半部分につきましの医療費の額が見込み額よりも少額となったためにこのような返還金が発生いたしました。

おめくりいただきまして、184ページをお願いいたします。

介護納付金 7,327万9,966円は、前年度と比べ592万7,917円、率にして7.5%の減でございます。これは介護保険制度におきまして、保険給付費の2分の1は公費で、22%は65歳以上の方から保険料として徴収しております。残り28%につきましては、40歳から64歳の方から徴収するということになっております。社保と同様、国保に入っていらっしゃる40歳から64歳までの方には、保険税の中にもこの介護給付分が含まれております。この金額につきましの支払い先は、支払基金へ納めることとなっております。

続きまして、歳入のほうの説明に移らせていただきます。

戻りまして、136ページをお願いいたします。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税 3億2,896万1,087円は、前年度と比べ1,402万9,926円、率にして4.1%の減でございます。現年度分徴収率は0.72ポイント増の96.84%、滞納繰越分徴収率は3.22ポイント増の41.05%でございました。

137ページをお願いいたします。

退職被保険者等国民健康保険税 1,689万2,434円は、前年度と比べ542万3,948円、率にして24.3%の減でございます。これにつきましては

も、退職被保険者制度の廃止によりまして被保険者数が減少しておりますことが減額の大きな要因となっております。なお、現年度分の徴収率は、前年度と比較し1.62ポイント増の98.16%、滞納繰越分徴収率につきましては6.42ポイント増の53.08%でございました。

また、一般、退職合わせた税総額といたしましては、現年度分徴収率については0.75ポイント増の96.90%、滞納繰越分徴収率につきましては3.38ポイント増の41.6%でございました。

おめくりいただきまして、138ページをお願いいたします。

下段、国庫支出金、療養給付費等負担金2億7,703万4,346円は、前年度と比べ292万2,895円、率にして1%の減でございました。前期高齢者交付金を除いた一般被保険者の給付費の2分の1は公費でございます。その2分の1の額の32%につきましては国庫負担金で受け取ります。同じく介護納付金分、後期高齢者支援金分につきましても32%相当分をこの項の国庫負担金で受け取るということになっております。

139ページをお願いいたします。

上段、高額医療費共同事業負担金1,678万1,520円は、前年度と比べ258万5,171円、率にして18.2%の増でございます。歳出のほうでお話しいたしました高額医療費拠出金の4分の1に相当する額は、国庫負担金としてここで受け取ります。

下段、特定健康診査等負担金198万円につきましては、前年度と比べ10万3,000円の増でございます。これは、特定健診の基準額の3分の1に相当する額が国庫負担となっておりますので、こちらのほうで受けております。

おめくりいただきまして、140ページをお願いいたします。

上段、国庫補助金、財政調整交付金7,071万5,000円は、前年度と比べ985万5,000円、率にして12.2%の減でございます。これは、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の32%は国庫負担金として受けていると申しましたが、残り18%の半分、9%相当額につきましては財政調整交付金としてここで受けております。その結果、国の負担分といたしましては計41%となっております。

下段、システム開発費等補助金129万6,000円は、制度改正に伴いまして標準保険料率試算に必要なデータを作成できるようなシステムに改修するのに必要な経費分として、ここで受けております。

141ページをお願いいたします。

県支出金、高額医療費共同事業負担金1,678万1,520円は、国庫支出金と同様に、高額医療費拠出金の4分の1に相当する額は県負担金としてここで受けております。

中段、特定健康診査等負担金198万円につきましても国庫負担金と同様に、基準額の3分の1相当額をここで受けております。

おめくりいただきまして、142ページをお願いいたします。

上段、財政調整交付金9,043万3,000円は、前年度と比べ452万5,000円の減でございます。先ほどお話ししましたように、公費負担分の残り9%につきましてもは県補助金といたしましてここで受けております。国、県合わせまして合計50%となっております。

下段、高額医療費共同事業交付金5,110万5,226円は、前年度と比べ249万7,968円の増でございます。これは、平成28年度に80万以上の医療費に対して交付されるものでございます。財源としましては、歳出のほうで説明させていただきました拠出金というふうになっております。

143ページをお願いいたします。

上段、保険財政共同安定化事業交付金3億5,041万3,977円につきましては、前年度と比べ2,440万4,442円、率にして7.5%の増でございます。これにつきましても高額医療と同じような考え方で、80万円未満の医療費に対して交付されるものでございます。

下段、療養給付費交付金4,545万1,000円は、前年度と比べ5,549万4,788円、率にして55%の減でございます。これにつきましても退職者医療制度の廃止に伴いまして大幅な減となっております。

おめくりいただきまして、144ページをお願いいたします。

上段、前期高齢者交付金5億6,248万4,888円は、前年度と比べ6,229万9,110円、率にして10%の減でございます。これにつきましては、主に一般被保険者の65歳以上の医療費に見合うように、主として社会保険側からいただける交付金でございます。なお、交付額につきましては、当該年度の概算額と前々年度の精算額により算出されますが、当町におきましては平成26年度の医療水準が低く精算による減額が大きかったため、大幅な減となっております。

145ページをお願いいたします。

上段、繰入金、一般会計繰入金1億2,798万8,366円は、前年度と比べ1,415万806円の減でございます。交付税措置されております財政安定化支援事業の軽減世帯割合による交付税措置でございますが、補正件数が、27年度につきましては0.925となっておりますが、28年度につきましては0となったことで大幅な減となっております。また、この中で財源補填のための法定外繰入金といたしまして、377万7,000円増の4,289万6,000円の繰り入れを行いました。

下段、基金繰入金3,463万9,000円につきましては、財源不足を補うために基金残高ほぼ全額を取り崩し、ここで繰り入れを実施いたしました。

おめくりいただきまして、146ページをお願いいたします。

上段、繰越金7,410万5,470円は、前年度と比べ4,888万1,952円、約3倍の増となっておりますが、歳出のほうでも説明いたしました、過年度分の国庫支出金等返還金3,476万2,287円の財源がこの繰越金となっておりますので、実質的には3,934万3,183円ということで前年より1,400万円程度の増にとどまっております。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険事業会計の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 説明ありがとうございます。

説明のところの全般というより収入の内容説明のところをずっと言っていたのが、書いてるのが、しゃべっていただいているのが非常に速いので、中には時たまこれの負担率がこんだけ何%やと書いてあるので、負担率というのは大体毎年一緒でしょう。だからあれやったらちょっとメモで書いてもらおうと非常に、しゃべってるときに僕らが理解ができるので、できたら次年度はそういう、1行か2行ちょっと書いてもらおうといいかなと。それは来年度も再来年度もそのまま見れるので、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

それから、155ページのジェネリックのところですが、大体ジェネリックの利用、なかなか大変な部分もあると思うし、最終的にはそのPRというんですか、そのみんな気持ちのところもあると思うんですが、できたら、その経緯、また今後、例えばどういうPRも含めてやったらいいか。テレビ等で結構ジェネリック

のPRの宣伝も薬品会社もしてるんですが、やっぱり個別に市町の対応が必要かと思しますので、そこらあたりを今後どうするかちょっとお聞きできたらと思います。

あとそれから、そんなに多くはないんですが、178ページの特定健診ですが、いろんな形でその受診率、なかなか大変なところがあって、計画55に対して35.7、これはなかなか上がらないというところもわからんわけではないんですが、減少した。それから指導については上がったということですが、やはり特定健診がどういう形で重要というのがなかなか、保健師さん、それから各地区の保健推進員を通じて頑張ってるのはわかるんですが、何か特効薬的なものがやっぱり必要なという気がします。同じPRでも、なかなか大変なんですが、例えば集落ごとに回ると言うとおかしいですけども、やはりそういうこともできたら、大変なんですが、いいんじゃないかなと思いますので、そこらあたりの経緯と今後どうするかというのがわかったらお知らせいただきたい。

それからあと、次のページの179ページで、24時間対応のところ529件、結構多くの方のご相談に応じていると思うんですが、内容の分析等がもしもわかっているのであればお知らせいただければなと思うんですが、その三、四点、お願いできたらお願いします。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 申しわけありません。ちょっと早口になってしまいいまして。財源等の国等の負担とかそういう部分につきましては、29年度成果表、また何らかの、これからも全協なり教育民生のほうで国保関係の説明をする機会があるかと思しますので、できればその辺でもし間に合えばそういう一覧表的なものを出させていただきたいと思います。

次に、ジェネリック関係でございますが、28年度末の永平寺町のジェネリックの割合につきましては59.2%というふうになっておりまして、前年度同期に比べまして約7ポイント増となっております。ただ、これにつきましては、県内におきましては低いほうとなっておりますが、その要因といたしまして、これ全国規模の統計でございますが、診療医等に比べまして大学病院についてはジェネリックの使用割合が約10ポイントぐらい低いような、推測ではございますがやっぱり大学病院等につきましては新薬等を使う部分が多いのかなということで、上昇はしているんですけども県内では少ないと。その要因といたしまして大きな大学病院があるのかなと思っております。

今後の推進方法につきましては、今現在、ジェネリックの希望シールというんですか、をここ5年ぐらい分けさせていただいております。手応えと関しましては、今議員さんおっしゃいましたように、ジェネリック会社自体がコマーシャルで流しておりますし、これは体験談でございますが、薬局で処方箋とかをもらうときにも、進んで薬局の方がジェネリック、後発医薬品あるんですけどどうかという説明もされておりますのでよく手応えというんですか。あと、町といたしましては、今度、頼む側がみずから進んでジェネリックと言えるような形を、国保に限らず全住民ということになりますので、保健センターを中心として保健推進員さん等にご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

特定健診につきましては、これにつきましても今現在、電話勧奨とかいろいろやっておりますが、平成29年度の新たな取り組みとしまして、今ほど申しました保健センターのお力をかり、また保健推進員さんの研修会に出向きまして健診の必要性等をお願い、また広く勧めていただくようお願いいたしました。ここ1カ月ぐらいの特定健診受診者の方に保健センターの方がそのきっかけ等をお聞きしているわけなんですけれども、相当数は推進員さんからの推奨があったということで、今後もそういう保健推進員さん、お手数かけるかと思っておりますけれども、推進員さんのほうにお願い、また今議員さんおっしゃいますように、各地区に出向いてのお願いについても進めたいと思っております。ただ、健診関係につきましては、国保に限ったものでなくて、全庁的な形で基本健診等を含めた形となりますので、くどいようなんですけれども保健センターと二人三脚で進めていきたいと考えております。

あと、電話相談につきましては、28年度の集計はとっているんですけれども、ちょっとお待ちください。

主な関係でございますが、まず対象年齢、かけている人がどういう人の病状について知りたいかというのは、やっぱり81歳以上の人について聞きたいというのがそのうち200件程度ございます。診療科的には、内科的な腹痛なりそういう関係のものが多い。そのときにどうしたらいいのか、今すぐ救急車を呼ばなければいけないのか、それとも翌日まで待てばいいのか、その辺の相談が多くなっております。余談ですけれども、性別的には女性の方が多いような形。介護関係のこともあると思っておりますが、女性が多いかというふうになっております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 何点かあります。

先ほどいろいろ説明されたんですが、国保、28年度の特徴は何かというのを示していただくとまたいいのかなと思っています。

152ページ、いわゆるレセプト点検とあるのですが、これで修正を求めたりしてその支払いが少なくなったというような成果といいますか、そういう金額なんかもわかると示していただけると。どこかに書いてあるとしたら私のあれなんです、示していただくとわかりやすいかなと思っています。

155ページ、ジェネリックの話が出たんですが、私もこれ見ていて、割合が五十何%ということで7%伸びているが、県内では低いほうだと。ただ、その事業の成果と見直し点のところ、平成28年度の対象が142人、切りかえ者延べ21人と書いてあるので意味がよくわかりません。全ての国保加入者が対象になるのではないかと思うので、何か特別の、そう記述してあるのは特別の意味があるのかということをお聞きしたいです。

160ページのこれもいわゆる審査ですね。これは国保連合会の審査ですか。レセプト審査支払手数料として330万ほどあるんですが、過誤調整金額が157万というと、何かこれももっと数字が実際はあるのではないかなと思いつつ、率直にここに示してある数字だけですとせんほうが町の負担が少なくなるということにならないか。合理的な説明をお願いしたいと思います。

それと、特定健診ですね。特定健診って結構その受診率を各自治体で競わせるし、その目標を達成しないと後で何かペナルティみたいなものがあるよというおとしもちらせているんですよ。実際どうなってるかわからんですが。ただ、私、それは本当に受診率を競わせるのなら、いわゆる診療、病院へ行った人、健診じゃなしに診療で行った人たちの中でいろんな、胃カメラ飲むとかそういうことをやってるはずですね。医療行為の中で健診と同じような内容のことをやると思うんですわ。前からも言ってるんですが、それらをきちっとつかめるような状況にして、どれくらいの人がいわゆる健診もしくは医療行為の中でそれに類似したことをやっているかということの統計をとるように国がしないと、それは幾ら何でも片手落ちなんでないかなと私は思うんです。そういうのはつかむ方法がないという答弁が前あったと思うんですが、つかむ方法がないんでなしにつかむ気がないだけの話でね、レセプト点検や、いいや何やと言うてみんなやってるんですから、そういう中で本来はつかもうと思えばつかめると。それらも入るとかなりのやっぱり受診率というか、検査率というかということにつながる

可能性があるわけですから。病院へ行って最近血液検査をしないところなんて少ないでしょう。それらを何でこういうのに含めないのかということも含めて、やっぱり問題提起も必要なんでないかなと思うんですが、その辺はどう考えているんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） まず、1点目の28年度の特徴でございますが、まず医療分につきましては、減少はしておりますが1人当たりはふえている。その内容としまして、疾病的にはがん関係、脳血管関係ですか、がふえているという形でございます。あと、歳入につきましては、歳入のほうでも説明させていただきましたが、26年度の精算分ということで歳入のほうは歳出以上に落ちたと。そのために基金を取り崩し、また一般会計からの法定外繰入金を実施したと。今後それを緩和するために、29年度お願いいたしまして税率のほうを改定させていただいたと。そういうのが重立った特徴でございます。

また、レセプトの成果につきましては、議員おっしゃりますように、軽減になった金額よりも支払いのほうが多いというのが一つあるかと思いますが、ただ、これも長年レセプトの点検、1次審査、2次審査を実施していたわけなんですけれども、その中で医療機関に関しましても点検を実施しているということで、再度見直しかける等の効果があるかと思えます。保険者自体の義務といたしましても、医療機関から提出されたレセプトをそのままのみにして支払いするというわけにはいきませんので、費用対効果というのもございますが、もう一つ、保険者の義務というのもひとつご理解いただきたいと思えます。

ジェネリック医薬品の件でございますが……。

ちょっとごめんなさい。最後のほうにありました特定健診につきましては、議員おっしゃるとおり、今医療にかかりますと色々な検査とかをいたします。その部分につきましても特定健診の受診者のほうに含めております。ここでいきますと3段書きになっているかと思えます。178ページの上段、一番上の635というのは全体でやる健診でございます。個別健診というのは各医療機関で全てメニューに基づいてやるもの、一番下段の特定健診受診向上事業という216名、そのうち140名につきましては人間ドックの方を充てておりますが、残り76名につきましては、医療機関のほうにお願いしまして特定健診相応分の検査等をしているものにつきましては、情報等をいただきましてこのほうに挙げさせていただいております。

今ほどの数字なんですけれども、ジェネリックについてでございますが、実際の対象者についてが142名で、そのうちジェネリックのほうに切りかえた方が21名、1割強という形になっておりますが、そういうふうな内容でございます。

もう1点、レセプト点検の成果でございますが、当町のレセプトの総数につきましては5万2,700件程度、月4,400件程度でございます。そのうち、審査のほうに回した過誤調整分につきましては234件で157万2,000円、再審査分として12件で1万6,000円、これが成果額、計160万程度となっております。また、2次審査として当町が審査しているものにつきましては、これは成果額ではございませんが、過誤分につきましては1,492件、298万円分を各医療機関のほうに返戻しております。また、再審査請求として、年間62件、113万円、再審査の請求をしております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、レセプト点検なんかはそういう一つの数字にも示しておいていただくとわかりやすいということで、ぜひお願いしたいと思います。

ジェネリックにつきましては、相変わらずよくわかりません。数字がね。それだけかなと思って。義務的なレセプト点検、それをやることによって全体として正しい内容での請求になるということになればそういうことも考えられるのかなということで捉えておきます。

特定健診ですけど、私が言っているのはそういう意味でなしに、「ああ、おなかが痛い」と言って病院へ行ったときに、血液検査をする、胃カメラを飲む、肺のレントゲンも撮るといようなことがあると。こっちから「行ってくださいよ」と言うんではなしに、そういう医療行為でかかったときのそのいろんな検査内容なんかもつかめるシステムにしておかないと、それは国がこの特定健診のこれで競わせるとしたら片手落ちなんではないか。そんなのは病院で血液検査を受けたり胃カメラ飲んだりいろいろした人が特定健診へ行くと僕は思わんのですね。人間ドックは2年に一遍、もし希望すればということであるんで、それはそれとして別の課題としてあるんですが、そこまできちとつかむようにしとかないと、それは自治体が非常に損でないかということをお願いいたしますよ。僕は自治体を責めているわけじゃないですよ。そういうことはきちとつかめるような状況をつくっておかないと、この数字だけでひとり歩きさせて、それが一つのペナルティにもつながるといふんでは困るといふことなんです。

実はね、長野県の伊那の下伊那のほうに泰阜村というのがあるんですね。「泰」という字書いて「阜村」って。ここでは、健診事業をやめましたということが売りになっている国保事業があるんですね。健診事業をやめましたと。ただし、国保でかかった医療費については全部役場が国保で払いますと。だから当然何かがあれば、僕らはそんな売りがあったので視察に行ったときに、これはちょっとおかしくないか、どんな医療費になってるんやろうと思ったら、逆にそれが医療費を引き下げることにつながっているというのは、その村の判断ですね。特定健診をやらなくても、医療とかいろんところで医者にかかったときに健診を受けたりする。それらをみんな国保で診ますからという話でしたけれども。僕はそういう意味では、そういうことも含めてきちっとつかめるようにしておかないと自治体の側が損になると。そこはそれで、医療は個人情報だからつかめんのやという答弁が前ありましたけど、そうではないんじゃないか。そこまでつかむようにするようきちっと言うていく必要があるんじゃないかということと言っときます。

ただ、これに対する答弁だけはちょっとお願いします。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど申しましたように、特定健診を受けたというものの1カウントにつきましては、メニュー全て実施というのが一つの条件になっております。先ほど申しましたように、76名の方につきましては、健診として病院に行ったんじゃなくて治療として病院に行って、その内容が全て特定健診の内容をクリアしたということで、町としてもその受診結果の情報とか必要になってきますので、条件としまして治療に行った、なおかつそのメニューに全部合致している、そして情報をいただくということでその個人さんの了解をいただくと、それがそろえば、その76点の方、今議員おっしゃるとおり、治療に病院に行った部分につきましてもカウントしているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 私は何か残念やなと思えますけど。

血液検査で大体の体のことがわかるという時代に負担の大きい、例えばバリウム飲むというようなことをまだやるのかなというところでは疑問があるという人たちも、最近、特定健診の問題で言われています。肺がんの問題やったってレントゲン撮っただけで確実にわかる方がいる。特に乳がんなんかはそうですね。

そういう状況ですから、やっぱりそれらがより簡易にというんか、体に負担なく正確なことがわかるような状況になれば、それを進めていくのも一つの手かな、そういうところで使うのも手かなと思うので聞きました。

ただ、私、もう答弁いいですから、今回の国保の会計については、特段、特別の大きい、例えば、負担増は29年にありますけれども、負担増もなかったと。さらに会計の状況から一般会計からも相当額をやっぱり繰り入れして支援しているということで、反対の立場はとらないということで、討論がなくなりますからここで言っときますので。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） 3点お願いします。

まず、高齢者医療制度がこの決算の中でも述べられています。ページでは169ページの後期高齢者支援金のところで、事業の成果と見直し点等というところで「制度の見直し等も控えているので」という、このフレーズが出てきます。これは後期高齢者のみならず、前期高齢者の事業の中でも「制度の見直し等」という言葉が出てきているんですけども、これは高齢者医療制度の見直しということで、これも既に始まっているのではないかなという前提で、どのようになっているのか、今後どのように展開されるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、先ほどから出てます特定健康診査事業費のところ、これも178ページです。この事業の成果と見直し点等のところでも書かれています第3期の特定健診実施計画の策定ということで、これはたしか今年度に策定して、この第3期というのは30年から34年という理解を示しているんですけども、これどのような、ちょっと決算と直接はかかわりないんですけども、このコメントとして出ていますので、現在この実施計画がどんなふうになっているのか、概要だけでも紹介していただきたいと思います。

3つ目です。183ページ、高額医療費貸付金という事業があるんですけども、これ28年度も実績ゼロと。昨年、一昨年を見ても、やはりゼロということを確認しております。この貸付実績が年々減少しているというコメントですけれども、全くゼロというのがこの3カ年続いているということです。こういった事業について、今後、継続していくのか、そこら辺。決算ベースで少なくとも

も26年からゼロという実績になっておりますので、今後、この事業をどう展開していくのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） まず、制度の見直しでございますが、後期高齢者医療につきましては、8月からですか、均等割に係る軽減分、5割軽減がなくなりまして2割軽減ということで、約2割の方が対象になるということでございますが、一部負担の増というものをお願いしているものでございます。また、前期高齢者、70歳以上の方につきましては4月より限度額関係が、所得区分に応じるわけなんですけれども、一部引き上げられたという改正が行われております。今後につきましては、まだ重立った情報はないわけなんですけれども、長期的な保険制度の運営に当たって、また国のほうからそういうふうな指導が出てくるものと思っております。

続きまして、特定健診の実施計画についてでございますが、今議員おっしゃりましたとおり、現計画につきましても第3期につきましても特定健診60%が目標になっております。それに及ばないということで新たな取り組みもやっておりますが、その辺を踏まえまして平成34年に向けた実施計画を、現状分析、またどういう手法が効果があるのか、その辺を今検証している段階でございます。

続きまして、貸付金についてでございますが、近年、限度額認定を出される方が多いということで、どんなに月かかっても4万円、6万円の金額で済むということで、執行がない状況でございます。ただし、もしそういう必要な状況があった場合には持つておく必要があると。財源的にも、支払ったものについては無利子で支払いした方から受けるということで、歳入歳出同額ということになっておりますので、予算上は今後も継続して計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ、暫時休憩をいたします。

（午前 9時57分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計、住民生活課、186ページから199ページ

の補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。

187ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の収入総額は1億5,173万2,450円となっております。

上段、後期高齢者医療特別徴収保険料1億718万7,300円は年金天引き分でございます。

下段、普通徴収保険料4,454万5,150円につきましては納付書等、また口座振替等の分でございます。普通徴収全体といたしましては97.59%の徴収率でございました。

おめくりいただきまして、189ページをお願いいたします。

繰入金、事務費繰入金151万6,691円は、前年度に比べ400万程度減少しております。これにつきましては、個人番号制度に係るシステム改修経費が減少となったためでございます。

下段、保険基盤安定繰入金につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

おめくりいただきまして、191ページをお願いいたします。

保険料還付金につきましては、過年度分の更正に伴いまして保険料を還付いたしました。その財源分を連合のほうからいただいております。

おめくりいただきまして、192ページをお願いいたします。

雑入142万5,000円につきましては、人間ドック等の費用を広域連合から受けているものでございます。

193ページをお願いいたします。

一般管理費164万5,088円につきましては、人間ドック委託料等でございます。

おめくりいただきまして、194ページをお願いいたします。

徴収費124万8,129円につきましては、納付書、保険料の決定通知書等の郵便料及び広域圏負担金等をここで執行しております。減の要因といたしまして、個人番号制度に係るシステム改修関係がございます。

195ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金2億99万7,446円につきましては、被保険者の方から徴収しました保険料と保険料の軽減分を広域連合のほうにここで納めております。

おめくりいただきまして、196ページをお願いいたします。

保険料還付金59万4,200円につきましては、転出、死亡等によりまして保険料の更正があった場合、この科目によりまして返還のほうをしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 1点だけ。この後期高齢者医療制度というのは、負担増とかそういうことも含めてどんどん制度が変えられているのかなど。ただ、一つ言えるのは、例えばこの3割負の導入なんかの一部負担ですが——の導入なんかも考えると、介護保険にもつながる方向が見えてるんですね。そんなのを見るとあれなんです、これ制度の、僕らは改悪って言ってますけど、そんなのはどういう方向で進められているのかだけ、ちょっとわかるように示していただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 詳しい内容につきましては国のほうからまだ示されていない状況でございますが、先ほども申しましたように、本年度につきましては、保険料の5割軽減を2割軽減というふうに改定がございました。今後につきましては、国のほうから指針が示されましたら、適宜、議会のほうに報告をさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次に、介護保険特別会計、福祉保健課、233ページから261ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、介護保険特別会計、補足説明を申し上げます。

決算成果表の245ページ、歳出のほうからご説明申し上げます。

まず、全体的に介護保険会計、昨年と比較しまして99.7%ということで、全体としては27年度と変わりはありません。ただ、給付費につきましては、101.8%ということで2%伸びております。

では、245ページ、連合会負担金、決算額4万5,290円ですが、これは昨年度、求償事務の負担金としてお支払いしたものです。1人当たり5円の認定者割分4,845円と、28年度は第三者行為の求償事務が発生しまして、実績割としまして128万3,987円の3.15%、4万445円を支出しております。

次に、247ページをお願いします。

上段、認定調査等費、決算額764万1,880円、昨年比107%でございます。新規認定、それから更新認定の事務に当たり、保険者として調査をしておりますが、主治医の意見書などを徴収しております調査に係る報償費、委託料、意見書手数料が主な支出となっております。

249ページをお願いします。

地域密着型介護サービス給付費でございます。決算額1億5,366万852円、昨年比で132%となっております。認知症対応型グループホーム、それから認知症対応型のデイサービス、小規模多機能型の給付費でございます。昨年末で89名の方がご利用になっております。町内で二施設増加しましたので、整備しましたので、給付費132%となっております。

250ページをお願いします。

居宅介護福祉用具購入費、決算額145万3,623円、昨年比144%です。福祉用具購入に係る費用で54件ということで、件数ベースでもふえております。

それから、下段の居宅介護住宅改修費、決算額515万1,053円、こちらも昨年比131%。件数ベースでは54件ということで、117%となっております。

251ページをお願いします。

居宅介護サービス計画給付費、決算額6,860万4,788円。ケアプラン作成への給付でございます。年間4,847件、月平均では404件、昨年比でいきますと105%ということで、認定者、それから更新、変更などの件数が増加しております。

下段の介護予防サービス給付費3,838万484円です。昨年比89%ということで、予防サービス費につきましては減額になっています。ただ、要支援者

の数としましては約200人でずっと推移しております。サービスを利用されているのは、27年度が135人で、28年度は125人ということで、利用者の減により減となっております。ただ、件数自体はふえておりまして、福祉用具貸与の件数がふえておりますので給付件数はふえておるんですが、全体的に介護予防サービス給付費については、252ページ、253ページと住宅改修などもございますが、減となっております。

254ページ下段の高額介護サービス費ですが、決算額2,254万6,678円、昨年比で114%ということです。月当たりの限度額を超えた自己負担分を利用者さんのほうに給付する制度でございます。28年度におきましては2,408件の給付で108%となっております。サービスを利用する人の増加、それから一定以上所得者の方の2割負担の導入から給付額も、それから件数もふえております。

255ページをお願いします。

上段でございますが、高額医療合算介護サービス費、決算額65万7,097円で52%となっておりますが、こちらにつきましては、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が限度額を超えた場合に給付する制度でございます。52%という決算になっておりますが、処理月の都合によるものでございます。差額相当分は今年度に入って早々に給付しておりますし、それから今回、増額補正も行っております。

257ページをお願いします。

地域支援事業でございます。二次予防事業費、決算額734万6,836円。こちらは昨年と同額でございます。

それから、258ページ、一次予防事業、決算額1,217万9,000円。こちら昨年と同内容でございます。

258ページ下段、包括的支援事業でございますが、決算額2,677万5,000円、昨年比123%。こちらは、包括支援センターの運営費、それからケアマネジャーさんの研修業務、それから在宅医療介護連携の推進事業などを行っております。包括支援センターの業務ですが、要支援者の方のケアプランの作成、それから相談業務、権利擁護業務にもかかわっております。特に昨年度末からは生活支援体制整備事業にも取り組んでおりまして、生活支援コーディネーターさんを配置しまして先進地視察研修などを実施して新しい体制づくりをしております。

259ページ、任意事業でございますが、決算額456万354円です。昨年比107%。介護相談員さんの相談事業のほか、緊急時の通報装置を貸与しております。増減ございますが、100人の方に貸与しているという状況でございます。

お戻りいただきまして、234ページ、歳入のほうに入ります。

第1号被保険者介護保険料、決算額4億378万2,025円です。昨年比で101.5%。被保険者さんの増、特に所得段階の高い70歳未満の方の数がふえております。こういったことから増額の決算となっております。

右側のほうに収納率を記載させていただきました。普通徴収、それから滞納繰越分の徴収につきましては徴収率が下がっております。この年度におきまして何とか回復したいというふうに思っております。また、28年度の滞納繰越額の収入未済額のうち、278万6,887円を不納欠損処分しております。

それから、235ページ、介護給付費負担金2億9,959万8,190円、昨年比102%です。給付費に応じた負担金でございますが、超過しております29年度返還金740万7,384円を含んでおります。

それから、下段の調整交付金でございますが、8,602万3,000円。給付費の5%相当分でございます。昨年度は5.17%で給付費を受け取ります。

以降、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金等もございますが、事業費の25%、それから39%、19.5%など、それぞれの事業メニューに合わせた補助金を受けております。

以上、介護保険会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 居宅介護住宅改修と、これ250ページと、あと253ページに介護予防住宅改修費補助というのがあるんですね。たしか今度の介護保険の見直しでこれのどっちかがなくなる可能性があると聞いているんですが、その辺どうなっているのかというのと。僕は必要な事業やと思ってるんで。

あともう一つは、251ページ、介護予防サービス給付がかなり減っている。89%。これはどうしてなのかな、何か理由があるのでしょうかということが2点目。

3点目は、介護保険って、たしかこの年かな、いわゆる一部2割負担の導入が

ありましたよね。それはどれくらいの対象者が本町ではあるのかというのと、2割負担というのは介護給付の抑制を狙ってやったんですよね。その抑制の効果というのは検証されているのか、そのことを聞きたいですね。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 住宅改修の給付でございますが、なくなるという話は今私の耳には入っておりません。

それから、予防給付費の減についてでございますが、給付件数自体はふえております。ただ、給付費自体は減っているということで、恐らくですが、昨年度、27年度につきましては予防給付費が非常に伸びました。そのままの現状でおられると、200人の方で推移している中で、今年度は住宅改修、それから福祉用具購入等が必要なくなったという方が多少ふえたのかな。昨年、27年度ふえて、28年度は減、今年度につきましてはまたふえる可能性があるなということで思っております。給付対象者、それから件数が伸びている中で減額になっておりますので、その辺の絡みがあるのかなというふうに思っております。

それから、2割対象者の抑制効果ということですが、所得段階の高い方につきましては一部、2割負担をお願いしています。当初、介護保険スタート時点からは10%、1割負担でしたが、28年度から2割負担が始まっていると思っております。対象者の方につきましては、申しわけございません。ちょっと対象者の数は把握しておりませんので、また改めてご報告申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 介護予防サービスは、いわゆる町の任意事業、総合事業につながってくる事業もあることから、それで給付が、たしか90%にしたということでそうなっているとかということはないんですか。ちょっと心配なんですね、この辺は。自治体の裁量に任されてくるということもありますので、今年度から進められているということで心配ですね。

それと、介護保険って、どんどんどん今制度が変えられている。国会でいうと、ろくな審議もせずに強行採決で進められた。それも関連法案三十何件一緒にやられているとかということが言われています。そういう中で、例えば2割負担が28年度から始まって、来年からは3割負担導入と言ってるんですね、一部。たしか2割負担は年金額240万からではなかったですか。240万の年金額という高い所得になるんですかね。そこはちょっと聞きたいです。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 負担率ですが、3割負担の導入についてはたしか見送られたというふうに記憶しております。

年収の240万が高いか低いかという判断につきましては、高いほうに入るんだと思われま。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 本当にちょっと大変なんで、その導入、いわゆる2割負担の導入で抑制効果があるということでしたので、そんな検証も自治体ではやっぱりきちっとしておいてくださいということです。

討論も当然出てくると思います。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 検証につきましてはさせていただきます。

余談になりますが、所得段階の数を申し上げます。第1段階の方309人、第2段階の方360人、第3段階の方376人、第4段階の方543人で、ここまでは介護保険料減額になっております。第5段階の1.0の方、1,521人。ここが一番多い段階でございます。そこで第6段階1,197人、第7が701人、第8、316人、第9段階178人、第10段階が88人という内訳になっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 一、二点お願いします。

いろんな形の給付のところについては当然必要な経費ということで聞きたいと思います。

ただ、今後のことを考えてですけれども、このところの257ページ、258ページのところの、要は二次予防、一次予防のところです。合わせて約2,000万、それから地域包括の支援センターの事業委託も二千六、七百万がその支援という形になってます。主に人件費相当が多いんだろうと思うんですが、事業報告の65ページですが、その中に一次予防と二次予防についての内容が書いてあります。ちょっとこれ、それぞれの個別の費用の振り分けがちょっと書いてないので、できたらそういうところをお聞かせいただきたいのと。

できたら、これの成果というんですか、要は決算ですので、どうなっていたのかという検証をして、だから次はこうやっていくんだよという、ある面では総

括的なものがここに何も載ってないんですね。人数しか載ってない。できたら、やはりどうしても今後のことを考えると、その一次予防、二次予防の事業に対しての、先ほども何回も言いますが、成果、またはその検証してどうやというのはやっぱりつかんだ上で、次はどうやっていくかというのが必要だと思うので、ぜひお願いしたい。その件についてお聞かせいただきたいのと。

ここに書いてある事務報告の65ページの事業内訳的なものが今あったらお知らせいただきたい。手元がないのならちょっと資料的にでもまたお示しいただきたいと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 二次予防事業、一次予防事業などの効果ということでございますが、たくさんの方に参加していただいて少しでも介護状態になるのをおくらすということで、こういった事業に取り組んでおります。確かに要支援に近い方が介護予防事業、二次予防事業に取り組んで、介護状態、要支援状態から抜け出したという方もいらっしゃいますが、細かい数字につきましては確かにつかんでおく必要もありますし、その事業の効果というものもつかんでおく必要があらうかと思っておりますので、今後、検証にもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただ、各地区で主体的に取り組んでいくというふうに、福祉保健課なり包括支援センターも、その参加者、取り組む方をふやすということにちょっと重きを置いておりました。効果につきましてもぜひ正確になるような数字をつかんでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） その効果というんかね、当然人数も大事なんですけど、その内容がどうやったかというのはぜひ検証していただいて、進めるところは進める。それから、前もあれなんですけど、やはりこの実績が次の運動につながるよという見方で常に、当然してるんだろうと思うんですけども、ぜひお願いしたい。できたら、先ほど言いましたように、65と66ページのこの内容についてのちょっと配分も含めて、あれやったらまたペーパーで後日お願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

これで、全ての課の補足説明並びに質疑が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

これより、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算について、質疑されたこと以外での質疑漏れ、明確でなかった点、複数の課に及ぶ質疑について、再度質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番(金元直栄君) 一般会計なら一般会計だけですか、特別会計も全部含めてですか。

○議長(齋藤則男君) 含めてです。

○9番(金元直栄君) 含めて。はい。ちょっと長くなりますけど。

幾つかあるんですが、その一つですけれども、やっぱり大きな争点の一つは公共施設のあり方ということで、数の問題。町もいろいろそういう方向性については示しているのはよくわかっています。ただ、合併前、それぞれの町や村でそれぞれにつくってきた公共施設、例えばよく言ってるので、文化ホールが2つあるやないかとか、その他いろんな施設があるやないかとかというのはこれまで言ってきました。また、不必要になった目的の終わった施設の問題、解体した後、土地の返却等の課題もあります。

ただ、こういう問題ですけれども、いろいろ行政も取り組んではいますが、結果としてどうなのか。本町では合併後、それぞれの町や村の時代につくってきた施設について整理できていると思っているのかというのはきちっと確認したいですね。それが進まない中で温泉とか道の駅とかえい坊館とか次々とつくってきているし、古い施設の改修なんかも進めている。ちょっとその辺、やっぱり論議の中でも明らかになってないように思います。

2つ目、職員の不幸な事件とか地域おこし協力隊の退職とかという問題。制度の問題でいろいろ問題があるのは別に置いて、退職の問題とかがありましたけれども、自治体職員としての成長への方向性、職務上のストレス等、庁内支援のあり方、これは2つの事件はもう二度と繰り返さない体制をとるとしたら、総括が本当に見られたのかな。二度とそういうことを繰り返してはならないと思うところではだめだと思うんですね。正当化ばかりではだめだと思うので、そこはいろ

いろ反省の部分も聞かれているんですが、きちっとやっぱりこれは重い事実として受け入れることが必要なのではないかなと思うところから2つ目ですね。

3つ目ですが、まちづくり組織への町の取り組み。これは町長の公約でもありましたし、例えば町長の施政方針でも一番最初に言われていると思うんですね。町にある振興会をまちづくりの柱にしていきたいと言われてたと思うんですが、自主防災組織は一気に、町長の肝いり、体制をとっての整備ということで進められました。これは僕は一つの成果を上げていると思うんです。この教訓を生かしたいということを町長ちょっと言われることもあるんですが、本気になって取り組むつもりなのかというなのが、やっぱりこの間見られてないように思います。私たちというんですかね、何人かが示してきたのは、公民館活動と地域づくりの問題で、長野県の取り組みの状況、島根県の出雲では市長部局にかえてまちづくりの組織として活用しているということも提案してきたつもりでいますけれども、これがなかなかできてない。

あと、もう一つ、学校が息苦しくないかという問題です。町は、この会場に入ってきたら、きょうの審議の前に机の上に県立大学の、これで「十人十色」ってありました。まさに教育ってこのことやなと僕は思っています。無言給食、礼の心の教育、学校に向かって一礼の強要、学力向上への休み時間の活用、こんなのがかいま見られるというんですか、漏れてきたり実際目についたりするところですが、本来、学校というのは特定のものを強要するところではないはずで、自由であるべきです。これらの子どもたちの心のよりどころでもありますから、それにふさわしい学校の校風をつくっていくことが大事だと思っていますが、本町の場合は少し息苦しくないかという問題です。これ4つ目ですね。

5つ目、これはこれまで繰り返し言ってきましたが、施設の名称のあり方。町内では施設をつくったときに、いわゆる補助事業にのっとった施設の設置条例を定めていますけれども、そこでは、例えば多目的集会施設とか農山村振興開発センター、たしかほうやったの。とか構造改善センター……。

(「決算と余り関係ない」と呼ぶ者あり)

○9番(金元直栄君) いやいや、関係あります。言ってきたんで。

そういう問題について、どうもやっぱりここできちっとした名称、愛称なんかを含めて、それをもっとわかりやすいようにしていく必要があるのではないかな。いわゆるごろ合わせ的なのもいいんですが、それが読める読めないも含めてそれなりの町としての統一性を持ったものを示すべきではないかということ、これ

は長年感じてきているんですが、やっぱりそういう国体前に、いい時期ではないかということをお願いしたいと思います。

国保会計はないですが、介護保険等の場合で言いますと、28年度は一部2割負担がありました。どうも国は3割負担を一部また導入したいということ言ってるんですが、2割負担の検証もなしに次へ進む。さらに、29年度からは、いわゆる町独自の地域総合事業ということで介護保険の要支援1、2の訪問型などが改悪されてくるという状況があるんですが、そういう方向の中で介護保険を地域で安心して暮らしていけるための制度にするためにどうなのかというのが、ちょっとやっぱりアピールを含めて見えないなと思っているところです。

最後ですが、上水道です。有収率の問題で監査委員も指摘していますし、僕も質問しましたがけれども、私よくわからないんですが、有収率が8割を切るというのはかなり大ごとではないかなと思っているんですね。計算でいくと、たしか1日2,000トンぐらい漏れていることになる計算ではなかったかなと思うんですが、それらを含めて根本的にどうしていくのかというのがやっぱり方向性として、単に上水道だけに任せるといった問題ではないんじゃないかなと思うんですが、その辺、行政当局のほうはどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、私のほうからは公共施設のあり方、一番最初のことですが、これについては、議員おっしゃるように、合併をして、合併した当初、その公共施設についても重複施設等々を検証をして減らしていくという方向性で進んできたんだろうとっております。ただ、なかなかそれが合併してからも、それほど目に見えて進んできていなかったなということは私も感じています。

それを受けて、まず本町としては、平成26年度だったと思いますけれども、公共施設再編計画というものをつくりました。ただ、このときの公共施設再編計画は、学校、幼稚園、消防関連施設等々、上水道施設、そういったものは除いたいわゆる文化施設等々のその他の施設について、具体的に今後どうしていくのかというようなことを立てました。その中にはこのまま現状維持というものもありましたし、あるいは取り壊しあるいは譲渡といったことも含めて具体的な計画を立てさせていただきました。それらについては、そのまま進むものもありますけれども、その状況によって変化をする場合については修正という形で今現在も取

り組んでいるところです。

その後、昨年ですか、公共施設等総合管理計画というものを立てまして、それは先ほど言った学校や幼稚園も含めた、あるいはインフラ施設も含めた町の公共施設全般について、今後の見通しなども含めて考えていこうと。ただ、これは一つ一つの個別のものをどうするかというのではなくて、総枠として延べ床面積、約12万平米でしたっけ、ちょっと忘れましたが、延べ床面積を基本的に目標を持って減らしていこうというような内容でございます。大筋としては今後こういった公共施設へ減らす方向だということは確認をしております。

ただ、具体的にどうするかということについては、これもまた新たに個別計画というものを立てながらやっていく必要があるだろうと。その中には、行政改革でもうたっておりますように、平成30年度までには幼稚園の適正配置を示そう、あるいは平成32年度までには小中学校の適正配置について方向性を出そうといったことも含めて総合的に考えていく必要があるということでございます。そういった意味では、その公共施設のあり方、そしてはっきり言いまして縮小、削減の方向について、今、取り組みを始めたところだというような感覚でおります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、職員の件につきましてと地域おこし協力隊の件につきましてでございますけれども、まず職員の早期退職につきましては、やはり職員から私ごとということで退職願を出されまして退職している状況でございます。そうした中で、職員にもいろいろな悩みとか課題とか、そういうようなことがございます。

そうした中で、町といたしましては、課長会でもお話ししてはありますが、まず相談をしていただきたいと。上司への相談。それと今、面談も各所管で行っております。それと、町のほうとしては、NPO法人全日本メンタルカウンセラー協会に委託をいたしまして、これは大野市にあるわけですが、このカウンセリングの内容につきましては、業務、また職場環境での悩み、不安、ストレスなどの相談に応じていただくということで、これにつきましては守秘義務ということで個人から、私たちにも何もわからないようなことで相談をしていただいております。28年度は5件ありまして、こういったことで活用いただいている状況でございます。

それと、地域おこし協力隊につきましては、まずちょっと改めて制度の概要で

ございますけれども、これは、都市地域から条件不利地域に住民票を異動し生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱。また、隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、また農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みでございます。

そうした中で、平成28年度におきましては、決算成果でもご説明ございました。商工観光課、総合政策課のほうでご説明させていただきましたけれども、所管課のほうで対応いたしておりますけれども、町といたしまして、これから今後どうしたらいいかということも含めまして、まず商工会、観光物産協会、農協、農業関係団体等、必要としている団体に協力をしていただきまして、地域の活性化と新たな視点で活動していただき、その地域への定住、定着を図るということで、それとまた町への定住、定着を図るために将来の仕事、職場、こういったことがやっぱり受け皿ですね。これをちょっとしていかないとなかなか難しいと思っております。そういったことで、今後は関係各課と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 次に、まちづくり組織への取り組み、その件について説明させていただきます。

先般、一般質問等でもあったわけなんですけれども、現在、永平寺町内には地区振興連絡協議会、小学校区単位に4つの組織が活動しております。ちょっと経過を見ますと、一番早いところで平成元年に設立しており、また直近では平成24年に上志比地区が設立され、また4つの連絡協議会はそれぞれ特徴のある地域性を持った活動を継続してやっているというふうに報告を受けています。それにつきまして、町としましても今、行政改革の実施計画、また総合振興計画、そういった中で地域のまちづくりの組織ということで、そういう活動をする団体、グループの設立とか、また活動支援をしていくというふうになっております。

そういう観点で、町内役場としましても全庁体制で、教育委員会という観点ではなくして、例えば主に総務課とか各永平寺支所、上志比支所、そういったところと連携しながら具体的な、今まだ設立がされていない3つの地域、地区に関して設立を呼びかけたり、またいろんな形での活動支援ということを検討して早期にしていきたいと思っております。また、先進事例、県内では越前市、そういったとこ

ろもそういう人づくり、ソフト的なものだけでなくハード的な支援、そういったことも実際に既に行っているというふうに聞いております。そういったことも検討する内容として踏まえながら庁内で検討を進め、また、より実践的に取り組んでいきたいというふうに考えています。以上です。

また、先ほど公共施設の中で文化ホール、実はこの件につきましてはちょっと資料を出させていただいたんですけれども、永平寺のふれあいセンター、また上志比のサンサンホール、大きく2つのホールがあります。それぞれ、体育館と併設している施設、また上志比ですと図書館、会議室、そういうちょっと目的というんか使い方にいろいろ特徴があるわけですが、年間の稼働率というか、例えば50人以上、100人、もっとのいろんな大会等を調べましたところ、それなりに回数的には利用されています。また、それ以外にいろんな活動グループ、そういった形の利用もされています。

なお、通常の維持管理、そういったものに経費も要するわけですが、やはりこのホール、2カ所あるわけですが、有効に、使い分けと言葉は悪いですが、活用しながら今後も継続していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 4番目の学校は息苦しくないかということ。

学校には、いろいろ教育目的、目標、それに応じた活動内容、学校長を中心に年間の計画を立てながら、あるいは指導要領にのっとって活動を進めているわけですね。やっぱりこういうことを子どもたちにしっかりと身につけてほしい、じゃ、それを効果的にするためにはどういう活動をするか子どもたちはそれに対してしっかりと身につけるのか、そういうようなことを教職員集団で一生懸命検討しながら進めているわけです。今、礼の心云々という話もあったんですけれども、やっぱり礼の心、感謝の心、思いやり、そういうような心を育てるためにはどういう活動がいいのか、子どもたちに合う。ただ上から押しつけてやらせて、そんなの育つはずがありません。やっぱり子どもたちが納得して、子どもたちから、みずから動き出すような活動はどういうふうなことがいいのか、それを長年にわたって続けてきているということです。何も今、議員さんは、子どもたちがきちっとやっているから、それは絶対に押しつけてるんだと誤解をされてるような気がします。

議員さんも吉野小学校の評議員でもあられると思いますので学校もよく行かれてると思うんですが、吉野小学校なんかは本当に一人一人を大事にして思いやりも育てて、でも掃除のときにはしっかりと黙って一生懸命やりますし、学校へ来たときには挨拶もしっかりとし、校舎に向かっても感謝の心をしっかりとあらわし、その場面その場面で子どもたちがどうあるべきか、自分の気持ちをどうあらわすか、そういうようなことをしっかりと受けとめながら実践しているわけですので、もう何でも子どもたちの好き勝手、自由放題、そういうことでは学校教育というのは成り立ちませんので、やっぱりある程度、教えるところは教える、そして子どもたちからやりたいことは大いにやらせる、自由とそういうようなこともしっかりと確保する、そういう土台に立って今やっていますので、やっぱり余り今やっている学校教育活動を批判していただきたくないなということを強く思います。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 介護保険の負担率の件でご質問をいただきましたが、2割負担の方につきましては、やはり高額所得者の方には、制度の持続を可能とするためにご負担いただくということになっているのが本心かと思えます。ただ、高額介護サービス費につきましては伸びております。当然、月当たりの限度額も高額所得者の方は4万4,400円とかいうことでアップしておりますが、同時に高額介護サービス費の給付も伸びているということでございます。

ただ、本町の現状としまして、要介護状態になった方の平均年齢は85歳がリミットになってきます。それから65歳以上75歳未満の方の認定率と75歳以上の方の認定率というのも格段に違ってきます。要介護状態になるというところでは75歳以上になるとちょっと注意かなと。要介護状態の平均年齢を見ますと85歳という区分が出てきます。長寿でいる方が非常に多くなっておりますので、平均年齢としては高くなっている。それから、要介護状態となった方の平均所得段階を見ますと、要介護1、2の場合には4台、4.幾つ、4.2とか4.3という数字が出てきます。それから要介護3以上になってきますと3.8とか3.4という所得段階になってきます。

年齢が行くに従って、やはり所得段階も多少下がってきますし平均年齢も上がってくる。重度化した所得段階の低い方がふえているということになってきますので、その辺もあわせて検討して考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 有収率の件につきましては、状況等を十分検証しまして、エリアの絞り込みを行って漏水調査を行う予定であります。調査結果に基づきまして必要な修繕を実施していきますし、更新計画の策定にも踏み込んで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） それでは、施設名称のあり方ということでご意見があったんですが、正式名称というのは条例等で固定されてますし、例えばざおう荘というんですか、翠荘、y o u m e パークなどはもう既に相当その愛称としてなじみがありますので、今のところは変えるつもりはございません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今は名称の話だけ言いますけど、「ざおう荘」ってどこに書いてあるんですか。何で「ざおう荘」って呼んでるんですか。根拠。

あの案内には多目的集会施設としか来ないんですよ。地域では括弧して「ざおう荘」と書いてありますけど……。

（「条例には書いてないですよ」と呼ぶ者あり）

○9番（金元直栄君） だから私が言ってるのは、条例で定めるんですから補助事業の場合、条例に補助名を書かないと難しい。だから多目的集会施設というのは書くのはいいと。それに括弧をつけて「ざおう荘」というのをちゃんと入れときゃいいんですって。それはこの前はy o u m e パークのことも言いました。それは「ゆめパーク」って読めませんって。それはおばちゃんでもわかるように平仮名で「ゆめ」って書いて、ここに「y o u m e」って書きゃいいんですって。そういうことをしたほうが。

例えば御陵の構造改善センターといっても、やっぱり本当は愛称をつけてきちっとしたほうがいいんじゃないかと皆さん思ってると思うんですよ。でも、条例を決めるときの答弁は、条例があるからできんという答弁でしたよ、今までずっと。そういう補助事業の名称を外れては条例制定できない。そこは自治体の裁量です。

ただ、合併のときに、永平寺の開発センターについては長い、たしか農山村振興開発センターという名称でなかったかと思うんですわ。そんなの、みんな「農山村振興開発センター」って通知出してるかと言ったら、「開発センター」とし

か出してませんという話だから、そしたらそうしたらいいんでないかというのであそこは簡単に「開発センター」に変えたんですよ。そういうことを行政としていろんなところで知恵を働かせていくともっとわかりやすくなるんでないかということ言ってるんで、この際、一斉にそういうことも考えたらどうかということです。町独自の施設、町の補助金も何ももらわずにつくった施設については割と、例えば禅の里というのを冒頭にうたって、それが施設名になるんですけど、後はややこしいんですわ。そこは十分考えたほうがいいと思うんです。

あと、愛称を募集したときにごろ合わせでつくった、ごろ合わせという表現がよろしくなかったら、その読み方をこう読むとこう読めるのではないかというやり方でつくった名称はわかりやすく示すというのがやっぱり行政の責任ですということ言いたいんです。

公共施設の問題で言うと、やっぱり財政課長が答弁したのは、学校やら幼稚園やらは行革のあれに入っているから30年と32年にはそういう方向性を示すということになってますよと言うんですけど、大人の施設をどうするかということについてはなかなか先になって出てこないんですね。そのツケを子どもの教育に回したら、それはまずくないかというのが僕の指摘ですから、ほんだけ言ってきます。

職員のいろんな不幸な事件とか退職の問題で言うと、やっぱり町職員になったらきちっと育てていくし、行政として職員を守るということも含めてやっていかなないと。本町では本当に数少ないと言うけど、歴史的に見ると何人かいらっしゃるわけですね。ただ、福井市の段階で言うと、上のほうが見て見ぬ振りをしてきたから、特定の分野で10年間の間に二桁に近い職員が自殺しているという実例があります。そういう意味では、町としてきちっとした方向をやっぱり総括としても示してほしいと思っています。

まちづくりの組織の問題ですけど、僕は生涯学習課に聞いてるわけではないです。まちづくりの柱とするんですから、町長部局としてどうするんかという問いかけをしてるんで、その辺はちょっとボタンのかけ違いがあるのかなと。僕はそういう課題だと思っています。

介護保険の問題で言うと、要介護認定される人を見ても、今ちょっと言いましたけど、大体平均以下なんですね、事実で言うと。特に要介護認定のあれが高くなるのは低所得者ほど多くなると言われてます。それは何やといたら、若いときから体に無理してきたそういう仕事。だから昔の人は短命やったというのが、

それは根拠があるわけですね。そういうことがあるんで、そこは当然なんですけど、ただ、2割負担から3割負担へという方向性が示されてる、後期高齢者では3割負担導入されてますけど、そういうようなことが進んでいくと後で大変になるんじゃないかな。

学校、息苦しくはないかって、僕は教育に対する批判として「この学校でこんなことをやってるから、これはあかんよ」と言ってるつもりはないんです。子どもたちにとってみると、今の学校は息苦しくないかという問題提起です。学校というのは、一つの自由な、子どもたちにとっては心のよりどころということを考えると、僕は余り型にはめた子ども、当然そういうことが必要だということではなしに、自由にそこで培ってもらえる風土をつくっていくことが大事なんではないかなと。それが先生たちの人格であり教育の内容やと思っていますので、そこは特別にこれやれというのは。ただ、無言給食はちょっと僕は率直にどうかと思いましたけど、もう少し自由にすべきではないかなと僕は率直に思っているんで、そのことは、これやってるこれについて批判しているというつもりではなしに、あり方としての問題提起だと自分では思ってますので、その辺で終わっていきま

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの金元議員の発言について、理事者側のほうから答弁ございますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、ほかにございませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 私のほうから3点ばかりお願いしたいと思います。

今回の決算を見て思うこと等お聞かせいただきたいと思います。

町民のところの一番関心事項、また今後のまちづくり、要は永平寺町を考えると、大きく3つの視点があるんじゃないかと思っています。

まず1つ。先ほど金元議員も言いましたが、住民自治、ある面では公民館活動のあり方のところですか。例えば522ページの公民館のところの事業の成果と見直し点というところがありますが、ここらは、要はその実績としてその人数だけ

が挙がっている。しかし、町の方向性、こういう結果を踏まえてどうだったのか、その活動の内容から検証して今後の方向性を、ここに書いてあるように、見直し点というところがやはり抜けているんじゃないかというふうに思います。ですから、そういう面をぜひとも今後の予算にも反映すべく、その決算の検証と総括とそういうものを示さないといけないんじゃないかと思っています。

2つ目です。福祉保健課、それから住民生活課のところもそうですが、町民の関心事は、やはり今後の生活の不安の一番の時点は健康、要は自分たちはどうなるのかというようなところがあります。そこから考えると、住民生活課は、ある面ではお年寄りのところでは認知症、特に軽度の認知症の方々の対応の仕方、これは国保関係のところですね。それから、介護のところでも先ほど質問もしましたが、やはり一次予防、二次予防のところのやり方、そういうものの、ここは数値的なものしか書いてありません。だから、いつもそうすると、キーワードは保健センターとか包括支援センター、地域包括ケアシステムですが、それが今後の大きな柱となってくるので、そこをやはりある面では見通しの中にきちっと、この決算書の中には方向性として書くべきじゃないか、またはその方向性を見出せるような検証内容を示すべきじゃないかと思いますので、今後どうするのか、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目。やはり予算的なもの、また目玉的なものでプラットフォーム事業、要は未来のこととか、それから今の自動走行も含めていろんな予算が、国からおりてきたものに対する対応の仕方。それからふるさとづくりプロジェクト、要はえい坊館も含めてそういう施設が、これも1億8,000万、2億近くをかけてますし、プラット事業も全部トータルするとやっぱり6,000万、7,000万の費用に今後なってくるんじゃないかと思います。それも含めると、そういう利用をして、先ほどのまちづくり、人づくりも含めて、それから先ほどの健康づくりも含めてどうかかわっていくのかというものも、やはり町としては考えなかりゃいけないと思いますので、ぜひそこらあたりをお聞かせいただきたい。

今年度の決算の全体を見てそういうふうに思いましたので、それについての総括の質問とさせていただきますので、ご答弁をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） まず、公民館活動関係です。

これにつきましては、決算成果表の521、522ページに掲示、各公民館の利用状況等を主に書かさせていただいております。この活動自体は、各公民館を

中心に地域のいろんな団体とかと連携しながら年間を通して進めているわけですが、今ほど言われました、例えば住民自治とか、今はいろんな幅広いそういうようなところまでいまだ至っていないというのが現状でないかなというふうに考えております。

また一方、社会教育全般の中で、各集落、団体を対象とした伸びゆく町民運動、集落単位でいろんな活動を、奉仕活動とか研修とか、また人づくりというんか交流活動、そういったのを各集落独自に行っており、それに対して、若干ですがAプラン、Bプランという形で活動助成を行っております。これも本当に好評で、年間20なり25集落程度あります。そういった活動の、また横との、集落とのつながりとかいろんなつながり、そういったものを今後密にしていくことによって、その地域それぞれのまとまりというんでなしに、連携というかそういったものにつながるのではないかなと思っています。

そういった意味で、先ほども言いました地区振興連絡協議会、これはいろんな目的があるかと思えます。地域の課題解決とか、また地域の活性化とか、また集落同士の交流というか支援、そういったこともありますので、何とかそういった公民館活動なり地域活動を進めながら地域活動を進めていけるような仕掛けというか支援、そういったことを今後も対応していきたいと思っております。

また、最近、これは集落単位ではないですけども、各団体、グループによる地域づくり、魅力を高める夢プラン育成支援事業、そういったこともいろいろ応募があります。そういった活動をやはり町としても応援しながら、そういった活動をまた広く町民の方にもお知らせというか広報、そういったことを対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 健康関係、健診関係の点でございますが、先ほども若干お話しさせていただきました国保関係だけでは限度があると思っております。やはり永平寺町全体で健康に対する思い、重要性を認識していただくことが大事だと思っておりますので、繰り返しになりますが、保健センター及び保健推進員さんのお力をかりながら、こちらからも人員、また情報等を出していきたいと思っております。

本年度も保健推進員さんの講習会に参加、また今度行われます文化祭の一角をいただきまして健康の重要性等をアピールしていきたいと思っておりますので、全

庁的な形で保健、健康のほうを、健診受診のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 地域支援事業への取り組みについてお尋ねをいただいたと思っております。

認知症への対応ということでは、認知症検診、それから今年度から認知症初期集中支援チームというものを配置しております。対応に当たっては、SOSネットワークによる徘徊のウォーキングも先日行ったところでございます。少しずつながらの結果となるとは思いますが、包括支援センター、それから福祉委員さん、民生委員さんの協力を得ながら対策を進めていきたいと思っております。

それから、一次予防事業、二次予防事業につきましては、今年度から分け隔てなく予防事業に参加していただくということになっております。実績等も踏まえながら、また決算成果表のほうは事務的じゃなく作成していきたいと思っております。特にいきいき百歳体操につきましては、3カ月ごとに参加者の健診というか、効果測定という形で専門家の成績表を出していただいております。取り組み方につきましては効果があらわれているなということによって継続する意欲を持っていただくということになっております。

ただ、今年度実施しましたアンケートにおきましては、その介護予防事業に対する取り組み、それから今後の在宅医療に関する取り組み、それから特定健診等の取り組みのアンケートにおきましては、いずれにしても、参加率というか、取り組んだことがあるという結果が低うございましたので、周知も含めて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） えいへいじ産学官プラットフォーム事業あるいはふるさと創造プロジェクト事業の、今後、利用してどうかかわっていくかということでございますけれども、町としましては、やはりまち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、永平寺町の持つ地域資源、大学が立地している、観光あるいは交通の結節点であるといったことから、住みやすい、住み続けたいといったようなことを将来にわたって達成するために、地方創生の推進交付金ですとか加速化交付金ですとか、自動走行においては拠点整備交付金といった交付金を活用しな

がら、若者も町に入っていただくというようなことを進めていきながら、その総合戦略の目標に向かって今後進めていきたいということでいろいろな事業を展開してきているということでございます。

今後もそういった総合戦略の目標に向かって進めていく中で、そういった財政的なものも含めまして国のそういう交付金等を活用をできるものであればそういった活用をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

私がこれ言いたいのはなぜかという、この3つ全部含めてそうですが、やはり町は、例えば今言った自治活動とか住民づくりをするんだ、健康づくりをするんだ、それから今の産総研も含めて、この事業も含めてそういう形で動くんだというのを、スポットを当てて動いてるよというのをやはり前面的に出していかなきゃいけない。それをぜひとも、この総括の中には掲げていながらその予算組みをしていくと。それがないと住民の方々は、いろんなやっていることが悪いとは僕は思わないんですが、それをぜひとも動きしてほしい。住民がやっぱり一番不安に感じているのは健康と、そして今のそのどうやって自分たちが生活する自治のところと、そしていろんな施設の中でどう活動する、その施設のところ、その3つやと思うんで、そこをぜひとも方向の大きな柱としてお願いできればというふうに思いますので、ちょっとつけ加えておきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 総括質問といいますか、質問の漏れているところあるいは幾つかの課にわたっている点について、少しお聞きいたしたいなと思います。

まず、消費者行政のところでは相談件数はゼロ件というようなことの報告をいただいていたと思うんですが、昨今、特に高齢者のいろんな詐欺事件あるいは若者に向けてのネットあるいはスマホの不正な請求等で、多分、住民本町でもいろいろお困りな方もいらっしゃると思うんですが、その辺の把握が、確かに福祉保健課のほうでは高齢者に向けての詐欺に遭わないようにというPR活動をしているというようなことがあるんですが、住民にとっては、やはり警察と役所というのがある意味かなめでありまして、水際対策では、例えば金融機関等での協力依頼とかというような連携も必要だろうと思います。トータル的にどのように、連携も含めてやってらっしゃるのかなということをぜひ総務課長のほうから答弁をいた

だきたいなと思います。

2つ目に、コミュニティバス、コミバスの件でありますけれども、委託料が4,000万、そして県の補助金が825万、利用料金が76万、差し引きますと3,000万強、3,100万ほどになっているんです。その中で利用者が約3万人と前年度よりも28年度は下がっていると。いろんな見方、考え方があるので、ただ単に投資に対する効果ということだけを捉えるのか、それとも高齢者あるいは交通弱者のことを考えると必要やというご意見もあります。財政課の考え方あるいは事業の担当課の考え方も違うと思いますけれども、これ、この間、利用促進にもなかなかない。ましてや、これから所有しているバスの切りかえもせざるを得ない時期にもかかってくるだろうと。町の考え方としてどういう方向をお考えなのか。議員はそれぞれいろんな立場で物を言っているんですけれども、本来の町の考え方が余り示されていないなと思っております。ぜひ考え方を含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ふるさと納税であります。100件から440件、非常に増大したということでもいいことなのかなというふうには思っているんですけれども。

ただ、この辺の仕組みが私もわからないのでぜひお聞かせいただきたいと思います。例えば、町民100人のうち50人が他の市町にふるさと納税するということになりますと、今まででしたら、その制度がなかった住民税がそれが減額されて入ってこざるを得ない。多分、交付税算入されるというようなこともお聞きするんですけれども、ただ、そのふるさと納税をする委託料も含めて600万ですか、かかっているわけですね、28年度。それなんかも含めますと、本当にふるさと納税っていい制度なのかどうなのかなという。そして、総務省もどうも趣旨と反しているというような、反しているとまでは言いませんけれども、50%の返戻金を出しているところもあると、それを抑えなさいということでブレーキをかけております。そのことによって大変な目に遭っている自治体もあるというのも報道されておりますが、本町としてこのふるさと納税、本当に、これは税務課長になるんかもわかりませんが、より税収増になっているのかどうかということも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、入札行政でありますけれども、28年、随意契約がある程度ありました。随契のできる範囲内が幾つか規定されていると思うんですけれども、例えば特定の業者にしか発注できないという事例、あるいはほかの関連の事業のかかわりの中からそこに随契したほうが有利であろうと、あと金額で抑えている

ところだろうと思います。でも、今回の随契を見ますとかなり高額なやつも出て
るのではないかなと思われるんですが、例えば、えい坊館関係だったと思うんで
すけれども、随契で一つありました。ただ、本契約の請負率よりもその随契の請
負のほうがたしか高かったんだろうと思います。どこに有利なのかなという疑問
があるわけですが、それらも含めて随契のあり方という、この28年度の
捉え方をどのようにお考えなのかなと。

そして最後ですけれども、総合政策課、幾つか大学への調査、研究の委託をさ
れております。福井大学あるいは早稲田大学であります。繰越明許で結果が余り
今回の決算では示されていないんですけれども、これ多分、こうやって委託契約
をしているということは、そのそれなりの結果を求めているということなんで
ありますが、ちょっと私の認識が、勉強不足なんかわかりませんが、その
結果というのはもう議会に示させていただいていたんでしたっけ。そしてそれを
含めて今後のまちづくりに生かしていくんだろうと思いますので、この委託はか
なり重要なので、ぜひ、まだでしたら今後の機会に示していただきたいと思
います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、消費者行政の件数ですけれども、これにつきまし
ては、行政への相談というのは、私個人への相談は1件ありました。これは消費
者の件でちょっとご相談ありまして、それに関しては、民事、刑事の面で判断と
いう中で刑事に関連するかなということで、これは警察のほうへまず相談してい
ただけないかということで警察のほうでちょっとしていきまして、そうした中で、
やはりどちらかという刑事事件ということで警察のほうで取り扱っていただき
ました。これは私、個別のほうでちょっと知ってる方からご相談があったとい
うことで。ということで、消費者行政の方でそんなこと、いろんなことに相談があ
った場合には、まずはうちの中で協議して、警察、ある場合は警察のほうへこ
らのほうから相談をします。ということで、ちょっと対処はしている状況です。

実態は、詳細については、今相談あることについてだけですけれども、実際は
まだ何もそういった案件がなかったということで、私自体は個人的に1件とい
うことでちょっとしております。

○2番（滝波登喜男君） 被害はないということか。

○総務課長（小林良一君） その件に関しては被害があったということで、警察とし
て解決はしたそうです。

それと、コミュニティバスの件ですけれども、今議員おっしゃるとおり、委託料で4, 200万、歳入のほうは900万ほどありまして、差し引き3, 100万ほどですかね、町費負担になってます。この件に関しましては、コミュニティバスということで交通弱者の、やはりそういった方を町として支援したいということで、これにつきましては今後も継続してまいりたい。そうした中で今、自動走行とか実証試験やっております。こうしたものが実用できればそういった活用、またオンデマンドでしたっけね、そういったものにつきましても、あわら市のほうにちょっとお聞きしながら取り入れたら今後協議してまいりたいということで考えております。

それと、ふるさと納税。昨年100件から、28年ですか、440件ということでふえました。これにつきましては、永平寺町のほうは送料込みで5割ということでしております。そうした中で国のほうから、例えば10万でしたら3万円、送料は別なんですけれども、3割以下で抑えてくださいということで指導が今年度、国のほうから、また県のほうからも来ております。そうした中で、特に全国でも大きい自治体、200自治体でしたかね、それにつきましては国のほうから直接指導に行きまして、その金額の大きい200自治体は全て年度内に3割以下にするという中で、そしてまた各自治体へ3割未満にしてほしいということで指導が参りました。ということで、永平寺町のほうも県内市町の状況も鑑みてですけれども、11月1日からそういうような形でやっていきたいと。

それと、今、永平寺町のほうは28年実績で約1, 166万8, 000円の約半分、600万ほどは町の財源になっておりまして、これにつきましては町の事業に対しまして有効活用しております。また、逆に県外へ出した方、それにつきましては当然申告すれば町の財源は少し減るということで、その辺は、細かいところまでは私ちょっとわかりませんが、そういった状況でございます。

また、入札ですけれども、まず随契ですけれども、工事でしたら130万円未満につきましては随意契約、130万円以上につきましては入札が基本でございます。しかしながら、例えば特殊性がある事業ですかね、こういった業者しかできないという部門につきましては随意契約することもございます。それと、例えば3,000万でも2,000万でも大きい事業を発注してまして、そこで緊急的に工事が必要となった場合につきましては、その業者が直接した場合は安くなるということで、その辺につきましても随意契約ということもしております。

あと、先ほど何か、えい坊館のことを言ったで、その辺まだ把握してないんで

ちょっと今答弁はできないんですけれども、そういったことで、随意契約として理由がある場合につきましては随意契約という形でしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 税務課の観点のほうから、ふるさと納税についてご説明させていただきます。

税務課では、寄附金控除という形になりまして、町県民税が他市町への寄附により減額するというようなことになってございます。例えば1万2,000円寄附した場合ですと、2,000円を差し引いた1万円の町県民税が減額されるということになります。うち4割相当、4,000円分相当は県税でございまして、残り6,000円分相当が1万2,000円の寄附によって税額が減額されるというようなことになってございます。

また、制度の問題としてはいろいろと指摘されているところがあるんですけれども、高額納税者、通常の税ですと高額所得者に対して税率が高くなっていくというような税制でございましてけれども、このふるさと納税については高額納税者ほど有利であるというようなことも指摘されているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 寄附金控除につきましては、市町村に対する寄附とかNPO法人に対する寄附、日本赤十字社に対する寄附とかさまざまでございますので、ふるさと納税関連ですと一件一件集計していかなければならないので、今この場でどれくらい減額になっているというのはちょっとお示しできない状況です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） えいへいじ産学官プラットフォーム事業の中で、大学とのさまざまな共同研究の委託事業でございましてけれども、まず一つは地域の課題探求プロジェクト事業ということで、早稲田大学が地元に入りまして、さと・まちづくりということで構想をつくっていただいた。これは冊子として議会のほうに1冊お示しさせていただいております。

あと、さまざまな大学との研究の中で、福井大学との研究の中では学生まちなかデザイン事業ということで、松岡駅の案内看板を学生とともに作り上げたということで、これにつきましてはああいう看板ができたということでそれが一つ

の成果、その後の反響も含めて成果として上がっているかと思えますし、福井大学とのまたもう一つの研究では、まちづくり会社の設立に向けた共同研究ということで、まちづくり会社設立に向けていろいろご指導とか助言をいただいたというようなことがございます。

あと、先ほど出ましたえい坊館の随契の関係ですが、決算成果表の最後のほうにも業務、工事の中でちょっとつけさせていただいている中で、随契の中で請負率が100というのがデジタルコンテンツ制作業務ということで、これはもともと、禅の体験ゾーンということでチームラボさんにそういったものをつくっていただくというような目的を持って進めておりましたので、その前の見積もりなり設計については十分精査させていただいて請負率が100というような結果になっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

中村君。

○14番（中村勘太郎君） 1点だけですけれども。この28年度の決算で農林水産業の件で一つ、今後の心配もございますんで、その1点をひとつ質問させていただきたいと思います。

まず、皆さんもご存じのとおり、説明いただきました九頭竜川中部種苗育成施設新設事業、この件につきまして、総合事業費としまして2億678万1,000円ということで、永平寺町としてはそのうちの5%ということで1,033万8,000円と、こういうふうに歳入をしております。そしてまた国からのおきましても多額の1億4,474万6,000円と、こういうことで事業をスタートしたわけがございますけれども、ご存じのとおり、九頭竜川の状況は今最悪な状況となっておるところでございます。これに関連して、地域の皆さんが、また漁業関係の皆さんが望んでつくられた、多額の投資をした結果にも至らずこういったことになっている。これについてはいろいろな関係が加味されていると思います。

これらについては今答えは出ておりませんが、これらをしっかりと踏まえて、やはり大きな投資をしておるわけがございますから、これらの不安解消、また新年度等々に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 九頭竜川の中部種苗育成施設の件でございますが、これについては仰せのとおり、国が50%、県が20%、それから市町、これ永平寺で言いますと5%ですね。あと、福井市3%、坂井市2%、合わせて10%となりますが、それから中部漁協の20%と、こういった大きな事業でございます。それから、これにつきましてはアユの稚魚が50万匹と、県内の4分の1を賄える量だということでございまして本当に今後期待していたわけでございますが、ことしにつきましては非常に不良であったということで、これは県のほうにも確認しましたところ、アユの稚魚、これについては海のほうにおりていると、これは毎年以上におりているんですが、遡上については非常に極端にことしは悪いということで、この件で九頭竜川のアユもなかなか釣れないということでございます。

アユは、僕、回遊してるのかなと思いましたが、海岸べりにいるらしいんです。それとイワシ等と餌が共有してございましてイワシ等の関係もあるし、そういったところがまだちょっと明確につかめてないということで、なぜその遡上が少なかったかということがちょっと解明されておられませんので、そこら辺を県とかそういった研究施設なんかをお願いしているところでございます。それがうまく解決すれば、県下で4分の1の生産をする施設でございますから、今後、町とタイアップしながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） なかなかこの課題、問題については不明な点が多々あると思います。まだまだこれから、これはどうや、これはどうやと一つ一つ潰していって結論が出るのかなというふうに思っておるところでございますけれども、やはり何といたしても、永平寺町における一級河川の九頭竜川と、全国で三本の指に入るといような知名度の高い川でございますので、これらをやはりブランドとしてもっと生かすためにも今後取り組んでいただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、ふるさと納税でもそういった返礼品、遊漁証もどこかで出ているようでございますけれども、これらについても、やはりいただいたところ、何か来られた方によりますと、なかなか釣れないんで返してきたというようなことも出て、今度、違った、次の段階の課題が出てくるというようなこともありますので、いろいろなことを想定しながら、想定外というようなことのないように踏まえてい

ただきたいなど。お願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

以上で、平成28年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件を第2審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第2審議に付することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす10月13日から10月17日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、あす10月13日から10月17日までを休会とします。

10月18日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、休会中の16日に総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会を開きますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

（午前11時55分 休憩）

(午前11時56分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほど10月18日の開会を9時と申し上げましたが、午前10時よりに訂正をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の議事を終了いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時56分 延会)